

玉野市立第二日比小学校いじめ防止基本方針

～ 元気に登校し、笑顔で下校できる学校を目指して ～

◆ はじめに ◆

いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある絶対に許されない行為である。また、「いじめはどこでも誰にでも起こり得ること」を認識し、対策を講じなければならない。

いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条

学校におけるいじめには、「友人関係」と「勉強」という大きな2つの要因が存在すると考える。児童の中には周囲との人間関係をうまく構築できず、孤独感をもったり、居場所がないと感じてしまったりする者がいる。さらに、不適切な関りでしか関係を保てなくなってしまうたり、学習内容がどんどん分からなくなっていくことでストレスを感じ、怠学傾向や攻撃的になってしまうりする者もいる。

そのため、児童を「繋ぐ」取組、すなわち人間関係づくりを意図的計画的に取り入れ、異学年交流や社会体験等の様々な行事や体験活動を行い、コミュニケーション能力の向上等社会性の育成に努める必要がある。また、特別支援教育の視点に立った授業のユニバーサルデザイン化や生徒指導の4つの視点「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を授業に取り入れ、「楽しい授業」「分かる授業」の創造等の具体的な取組を実施することにより、児童の自己有用感を向上させ、いじめの要因となるストレスを軽減していきたい。

こうした総合的な視点で、教職員が一丸となって保護者や地域・関係諸機関と連携を図りながら、児童をいじめに向かわせない学校づくりを組織的に推進することが重要であると考え、本基本方針を策定した。

◆ 本校が行ういじめ防止等に関する取組 ◆

Ⅰ いじめ防止等の対策のための組織と計画

いじめの未然防止に向けた本校の取組や発生したいじめへの組織的対応を推進するため、「いじめ問題対策委員会」を組織して、いじめ対策の不断の活性化に努めます。この委員会は校内教員だけでなく、外部の関係者にも参画していただくとともに、教育委員会とも連携を図りながら運営していきます。

委員会の構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーター

当該学級担任

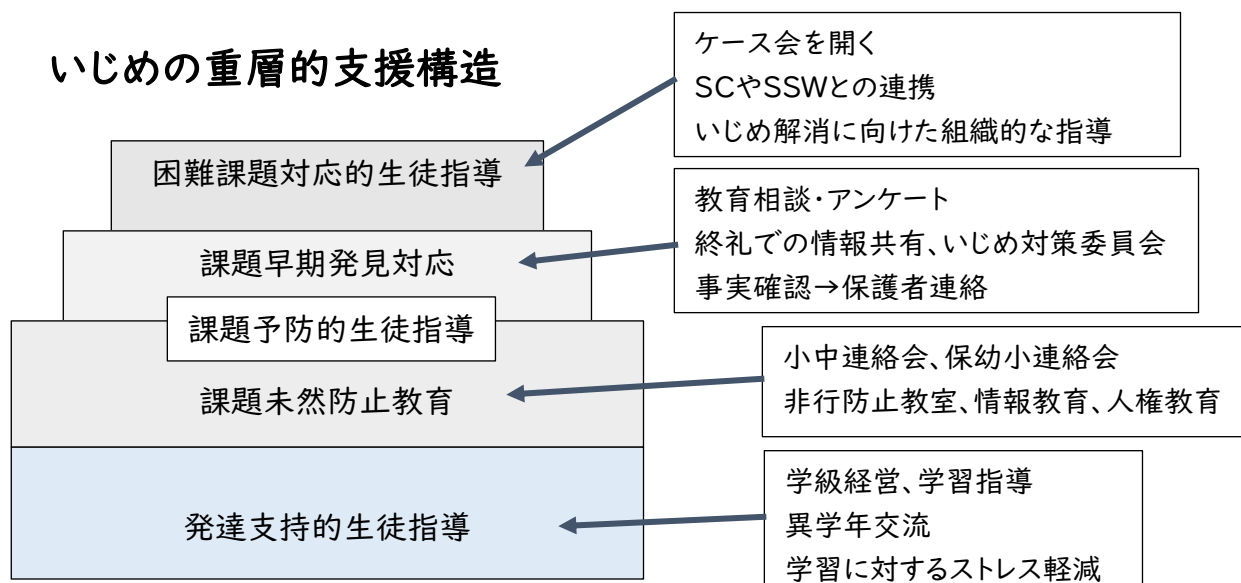
場合により、PTA 会長・人権擁護委員・SC・SSW・保健師等

委員会の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いや児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を図る役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に行うための中核としての役割

教員間での情報共有が可能になるように校務支援ソフトなどを活用して情報や対応方針の可視化を図ります。児童生徒や保護者に対して、学校いじめ問題対策委員会の存在及び活動が認識されるような取組を行います。

いじめを解決する相談・通報の窓口として信頼が寄せられれば、早期発見・早期対応が可能となります。



2 いじめ防止年間計画

月	会議・研修・委員会等	取組内容		
		発達支持的生徒指導	未然防止教育	早期発見対応
4	職員会議(方針確認) いじめ問題対策委員会(方針・計画・組織等) 校内研修(児童理解)	年間を通して以下の取組を行う	担任引継ぎ連絡会 学級開き 縦割り班組織づくり	家庭訪問(1年・希望者) 参観日・懇談
5		○安心してできる学級づくり	運動会に向けての学級指導	
6	学校運営協議会 中学校区合同研修会 終礼での児童理解	○わかる授業づくり	非行防止教室 インターネットモラル教室	いじめアンケート 実施→集計→対処 教育相談
7	補導	○縦割り班活動 ○にひびっこタイム (水曜日)	ストレスマネジメント (SOS の出し方) 夏季休業前の指導	個人懇談
8	中学校区合同研修会 校内研修 補導	○道徳教育		
9	校内研修	○人権教育	人権参観日	参観日・懇談
10	中学校区合同研修会 終礼での児童理解	○終礼での情報共有 (木曜日)	学習発表会にむけての学級指導	いじめアンケート 実施→集計→対処 教育相談
11	いじめ問題対策委員会 (現状及び取組の検証、次年度の方針策定)	○校内研修	生命(いのち)の安全教育 学習発表会	
12	小中連絡会 補導		人権週間 冬季休業前の指導 薬物乱用防止教室	学校評価アンケート →集計→対処 個人懇談
1	補導			
2	学校運営協議会 いじめ問題対策委員会(マニュアルの修正、次年度への対応)			参観日・懇談
3	小中連絡会 保幼小連絡会		1年間の振り返り 新学年に向けて	

困難課題対応的生徒指導は、いじめ等の事案がおきたときに即応的に行う。

3 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

本校では、教育活動を通して、児童が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身につけるような働きかけを行っていきます。児童が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身につけるように働きかけるために、教職員が一人一人の児童が大切にされることを目指します。また、発達段階に応じた法教育を通じて、「誰もが法によって守られている」「法を守ることによって社会の安全が保たれる」という意識を高めるとともに学校に市民社会のルールを持ち込むことも重要であると考えます。

児童が「多様性を認め、人権侵害しない人」へと育つためには、学校や学級が、人権が尊重され、安心して過ごせる場となる必要があります。

(1)多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校づくりを目指します。

教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、児童がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいたほうがよい」と思えるような働きかけをします。

(2)児童の間で、対等で自由な人間関係が築かれるようにします。

学校が居場所であると思えるようになるために、学力以外にも児童が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを、学校生活において提供するよう努めます。

(3)児童の自己信頼感を育みます。

自己への信頼とは、主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することによって育まれると考えられます。

お互いに助け合いながら係活動や児童会活動などにおいて何ができるのか、ということについて児童自身が考える機会を用意するようにします。

(4)適切な援助希求を促します

児童が大人に対して援助希求を表出できることが自立(大人になること)へと踏み出す一歩であると理解することが大切です。

「困った」「助けて」と言える雰囲気と、SOS をしっかりと受け止めることができる体制を学校の中に築くことに努めます。

4 いじめの未然防止教育

本校では、いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、教育活動全体を通じ、すべての児童が法やいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や力」を身につけるような働きかけを継続的に行ってきます。

また、「SOS の出し方教育を含む自殺予防教育」等の様々な教育活動を専門家等の協力も得ながら、年間指導計画に位置付け、実践していきます。

(1)道徳教育を充実し、豊かな心の育成に努めます

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。

(2)体験活動等の教育活動を推進し、社会性を育みます

児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進するとともに、異学年交流「にひびっこタイム」等の取組を充実させます。

(3)児童の主体的な活動を推進します

いじめを許さない風土を児童の中から醸成していくため、児童会活動等の児童の自治活動を活性化させ、いじめ撲滅や命の大切さを呼び掛ける活動や、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進します。

(4)情報モラル教育に取り組みます

インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応のため、発達段階に応じて、情報モラルを身につけさせる情報モラル教育に取り組みます。

また、保護者に対しても携帯電話・スマートフォン等のもたらす様々な問題について繰り返し啓発に努め、周知徹底を図ります。

(5)児童がストレスを感じない学校づくりを推進します

児童がいじめに向かう要因の多くに個々の抱えるストレスがあります。児童の感じるストレスの軽減は、いじめの未然防止のために非常に重要であると考えています。

「楽しい授業」「分かる授業」の創造を目指して、学び合う集団づくりや個別の支援等指導方法を工夫することにより、「学習に対するストレス」を軽減していきます。さらに、ソーシャルスキル・構成的グループエンカウンター・ストレスマネジメント等により、ストレスを感じにくい人間関係づくりを意識した集団づくりに取り組みます。

(6)教職員の資質向上を目指します

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、SC や保健師等心理や福祉の専門家、岡山県総合教育センターの指導主事等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進します。

(7)地域や家庭との連携を促進します

保護者や地域の方々が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、PTA や地域の関係団体との連携促進や、学校支援地域本部、日比子ども楽級など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

5 いじめの早期発見対応

本校では、すべての教職員が「いじめはどこででも、どの子にも起こりうるもの」という危機感をもって児童を見守り、あらゆる手立てを講じて、早期に気付くための組織的な取り組みを行います。

(1)教育相談体制の充実を図ります

教職員は、適切なカウンセリングマインドをもち、児童が何でも相談できる人間関係づくりに努めます。

また、定期的な教育相談体制(個人面談の実施等)といじめに関するアンケート調査の実施により、児童の実態を把握するための取組を積極的に行います。

(2)校内の情報共有体制を整備します

定期的な生徒指導連絡会のみならず、職員朝会・終礼等機会を捉えて、校内での児童の小さな変化も見逃さない生徒指導上の情報共有体制の充実を図ります。また、情報共有や整理をしながら、担任だけの判断にとどまらない組織的・積極的な指導支援のための校内体制を整備します。

(3)地域や家庭への情報提供等を依頼します

保護者や地域に対して、いじめに関する情報(疑いも含む)を察知した時点ですぐに学校へ連絡し、情報を提供していただけるよう機会を捉えて啓発活動を行います。

(4)いじめ対応の原則の共通理解をします

①被害児童の心のケア②被害児童のニーズの確認③加害者と被害者の関係修復④いじめの解消、の手順に沿った対応について校内研修等で全教職員が共通理解を図ります。

6 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

発生した事案について、いじめと認知したら、害を被った児童への支援を最優先としながら、関係する保護者と連携し、害を加えた児童には厳格な指導を行うとともに、いじめに向かわせた要因へ働きかける指導支援に取り組み、再発防止に努めます。

また、該当する児童だけでなく、学級・学年の問題として、いじめを許さない集団づくりに取り組んでいきます。

なお、発生したいじめのすべてを教育委員会へ報告するとともに、重大な事案については警察に相談・通報する等の毅然とした対応を行います。

重大事案と思われるいじめの例

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・害を被った児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(1)いじめを認知した時点で、迅速に組織的に対応していきます

いじめを認知した場合は、迅速に校内いじめ対策委員会を招集し、教職員で情報を共有し、保護者と連携しながら、組織的対応を行っていきます。

(2)事実の明確化に努めます

いじめの実態については、多くの児童が関係していたり、過去にさかのぼって調査したりしなければならない場合もあり、事実を明確にしていくことが難しいこともあります。しかし、関係者からの聞き取りやアンケート調査等、できる限りの手立てを用い、明確にしていき、保護者に伝えていきます。

重大事案については、市のいじめ問題対策連絡協議会等の介入調査が求められる場合もあるので、教育委員会との連携を密にしながら事実調査をしていきます。

(3)害を被った児童への支援を最優先に取り組みます

害を被った児童等の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、SC 等の専門家による支援も依頼しながら、安心して登校できる状況を構築します。また、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取組をできるだけ明確に害を被った児童等の保護者に伝え、協力を仰ぎます。

(4)毅然とした姿勢で害を加えた児童への指導支援を行います

いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした対応で指導し、重大事態を招くような事案の場合は警察との連携により厳格な指導を行うとともに、害を加えた児童等をいじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な要因解決に向けた取組を行います。

また、保護者に対しては、事実を明確に伝え、家庭での規範意識向上への働きかけや心に寄り添った厳格な指導を依頼します。

(5)いじめの構造を意識して集団への指導も行います

いじめには、害を被った児童と害を加えた児童という立場だけではなく、いじめが発生した所属集団での「観衆」や「傍観者」によって成り立ちます。あらゆる手立てを講じて、いじめを許さない集団の醸成に努めるとともに、害を被った児童を支えることのできる風土を構築していきます。

(6)多様な外部人材等を活用し問題解決に努めます

解決困難な重大事態等が発生した場合は、問題解決を図るため、学校、教育委員会、弁護士・警察等の多様な外部支援人材を積極的に活用できる体制を整えます。

ときには、いじめ問題が複雑化し、対応が難しくなるケースも考えられます。
そのような場合は、早い段階から SC や SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行います。

ケース会議は、求めに応じて、生徒指導担当が主催する

ケース会議の準備

- 1 管理職に相談
- 2 管理職や教務主任と相談して日時を決める
- 3 管理職と相談して参加者を決める
- 4 事例提供者(担任)と打ち合わせをし、資料を作成する
- 5 役割分担(司会・記録)の確認

ケース会議の流れ

- ・ 情報収集(背景にある人間関係、被害児童の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童の抱える課題等)
- ・ 収集した情報に基づいて被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針を立てる

ケース会議後には

- ・ 被害児童生徒及び保護者に対して確認された事実、指導・援助方針について説明
- ・ 同意を得たうえで、指導・援助プランの実施
- ・ モニタリング(3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理状態の把握等)
- ・ 必要に応じて教育委員会等への報告
- ・ 情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管

また、問題に応じて、警察への相談等、学校外の関係機関等との密接な連携を図ること及び、関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことも重要と考えます。